

板橋区入札監視委員会傍聴規程

平成18年11月13日議決

(趣旨)

第1条 この規程は、板橋区入札監視委員会設置要綱（平成18年3月31日区長決定。以下「要綱」という。）第7条に基づき、板橋区入札監視委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 何人も、本規程の定めるところにより、委員会の会議を傍聴することができる。ただし、要綱第7条ただし書きの規定により、会議が非公開とされた場合は、この限りではない。

(傍聴の許可)

第3条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、板橋区入札監視委員会会長（以下「会長」という。）に対して、書面（別記様式1）により傍聴を申込み、傍聴の許可を得るものとする。

2 傍聴の許可は、傍聴券（別記様式2）の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は、委員会の会場に入室することができない。

3 会長は、会議を行う場所等を勘案して予め傍聴者の数を定め、前項の申込みがその数に達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、会長が特段の事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴を許可することができる。

4 傍聴の許可を得た者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯し、傍聴を終えたときは直ちにこれを返還しなければならない。

5 傍聴券の交付に係る事務は、契約管財課が所管する。

(傍聴者の議事資料の閲覧)

第4条 傍聴者は、委員会会場において、当該会議の資料を閲覧することができる。ただし、会長が東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に規定する非公開情報に該当すると判断した事項を含む資料については、この限りではない。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、委員会会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議中に発言すること、又は委員及び事務担当者の発言に対し拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (2) 会議中にみだりに席を離れること。
- (3) 撮影又は録音すること。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) 携帯電話等の通信機器の着信音を発生させ、又は通話・通信等を行うこと。
- (6) その他会議の平穏な進行を妨げる行為。

2 傍聴者は、委員会会場においては、会長及び会長の命を受けた職員の指示に従うものとする。

(入室の拒否及び退室の命令等)

第6条 会長は、次の各号の一に該当すると認める者については、傍聴の許可を取消することができる。

- (1) 傍聴券を携帯していない者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) 異様の扮装をなした者
- (4) ゼッケン、ビラ、プラカードの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前条に違反する行為を行った者

(傍聴者の退室)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- (1) この規程に違背し、傍聴の許可を取り消された場合
- (2) 要綱第7条ただし書きの規定により、会議が非公開とされた場合

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び委員会会場に入ることができない。

(雑則)

第8条 委員会の傍聴に関しこの規程に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、議決の日から施行する。

様式 1

板橋区入札監視委員会傍聴申込書

平成 年 月 日

板橋区入札監視委員会傍聴規程第 3 条の規定に基づき、板橋区入札監視委員会の傍聴を申し込みます。なお、傍聴に際しましては傍聴規程を遵守します。

傍聴希望者

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

整理番号

..... (き り と り 線)

様式 2

整理番号

傍 聴 券

平成 年 月 日

傍聴者氏名 _____ 様

板橋区入札監視委員会傍聴規程第 3 条の規定に基づき、平成 年度第 回板橋区入札監視委員会の傍聴券を交付します。

板橋区入札監視委員会

※ 注意事項

- ・ 委員会の審議開始前までに、傍聴席に着席してください。
- ・ 傍聴券の提示がない場合、委員会の傍聴はできません。
- ・ 傍聴券の再発行はしません。
- ・ 裏面の板橋区入札監視委員会傍聴規程（抜粋）を遵守してください。
- ・ お帰りの際は、本券を係員へ返却してください。

板橋区入札監視委員会傍聴規程（抜粋）

（傍聴者の遵守事項）

第5条 傍聴者は、委員会会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）会議中に発言すること、又は委員及び事務担当者の発言に対し拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- （2）会議中にみだりに席を離れること。
- （3）撮影又は録音すること。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- （4）飲食又は喫煙をすること。
- （5）携帯電話等の通信機器の着信音を発生させ、又は通話・通信等を行うこと。
- （6）その他会議の平穏な進行を妨げる行為。

2 傍聴者は、委員会会場においては、会長及び会長の命を受けた職員の指示に従うものとする。

（入室の拒否及び退室の命令等）

第6条 会長は、次の各号の一に該当すると認める者については、傍聴の許可を取消することができる。

- （1）傍聴券を携帯していない者
- （2）他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- （3）異様な扮装をなした者
- （4）ゼッケン、ビラ、プラカードの類を携帯している者
- （5）酒気を帯びていると認められる者
- （6）前条に違反する行為を行った者

（傍聴者の退室）

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- （1）この規程に違背し、傍聴の許可を取り消された場合
- （2）要綱第7条ただし書きの規定により、会議が非公開とされた場合

2 前項第1号の規定により退室を命ぜられた者は、当日再び委員会会場に入ることはできない。